

伊勢崎市居住支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、伊勢崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、日本の国籍を有しない者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（法第2条第1項の規定による住宅確保要配慮者（以下「住宅確保要配慮者」という。））及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、伊勢崎市における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する普及啓発に関すること。
- (4) 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件情報の提供促進のための環境整備に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 本会への入会を希望する個人又は団体は、会長に入会申込書（別記様式第1号）を提出し、本会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、本会を退会しようとするときは、会長に退会届（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 会員は、無報酬とする。

(会長及び副会長)

第5条 本会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、伊勢崎市建設部住宅課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会員が互選する。
- 4 会長は、本会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、次に掲げる事項について協議議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃並びに本会への入会の承認その他の本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に規定する協議事項に関すること。
- 2 会議は、会長が招集し、毎年度1回以上開催する。
- 3 会議は、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の請求があったときには、開催することができる。
- 4 会議は、会員の過半数の出席により成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された議事について、書面等により表決することができる。この場合において、書面等による表決をした会員は、会議に出席したものとみなす。
- 7 第2項及び第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、会議を省略し、書面による開催その他の方法によることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の個人又は団体に対し、会議への出席を求めることができる。

(経費)

第7条 本会の運営に関して経費が発生した場合には、事務局の予算をもって充てることとし、経理事務は事務局が担当する。

(秘密の厳守)

第8条 会員（第6条第8項の規定により会議に出席した者を含む。）は、本会の活動に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならず、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、伊勢崎市建設部住宅課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が本会に諮って定める。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体名等
福祉関係団体	社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会
不動産関係団体	群馬県宅地建物取引業協会 伊勢崎支部
医療関係団体	群馬県立精神医療センター
居住支援団体	株式会社グリーンハウジング
	株式会社V S I 都市開発
	特定非営利活動法人ほほえみの会
	株式会社メモリアル
	ジェイリース株式会社
	株式会社ランドアーク
	行政書士法人前橋許認可事務所
伊勢崎市	市民部人権課
	市民部多文化共生課
	福祉こども部社会福祉課
	福祉こども部障害福祉課（障害者センター）
	長寿社会部高齢政策課
	長寿社会部地域包括支援センター
	建設部住宅課

伊勢崎市居住支援協議会 入会申込書

（宛先）伊勢崎市居住支援協議会 会長

伊勢崎市居住支援協議会への入会を、次のとおり申し込みます。

申込日： 年 月 日

団 体 名 等	(ふりがな)								
代 表 者 名									
所 在 地									
電 話 番 号					F A X 番 号				
Eメールアドレス									
We b ページURL									
支援業務の対象者 (該当するものに○)	低額所得者	高齢者	障害者	子育て者	外国人	DV被害者	刑余者	被災者	その他
居住支援に関する 業務内容やその特徴									
担 当 者 名									
担当者電話番号									

伊勢崎市居住支援協議会 退会届

（宛先）伊勢崎市居住支援協議会 会長

この度、本会を退会するので、次のとおり届け出ます。

申込日： 年 月 日

団 体 名 等	(ふりがな)
代 表 者 名	
退 会 す る 理 由	
担 当 者 名	
担 当 者 電 話 番 号	